

千早赤阪村住宅等防犯対策補助金交付要綱をここに公布する。

令和 7 年 2 月 14 日

千早赤阪村長 菊井 佳宏

千早赤阪村要綱第 10 号

千早赤阪村住宅等防犯対策補助金交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、空き巣や強盗等の犯罪を未然に防止するために、村民の防犯対策を推進し、もって安心して暮らせる安全な村の実現に資することを目的として、村内の住宅、店舗又は事業所等（以下「住宅等」という。）において防犯対策を実施する者に対し、その費用の一部を予算の範囲内において千早赤阪村住宅等防犯対策補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、千早赤阪村補助金交付規則（平成 17 年千早赤阪村規則第 3 号。以下「補助金交付規則」という。）及び千早赤阪村村税等の滞納者に対する補助金等の交付の制限に関する規則（平成 29 年千早赤阪村規則第 24 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の補助対象者は、当該補助対象事業を行う住宅等の所有者又は使用者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助対象者としな

- (1) 村税を滞納している者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同条第 6 号に規定する暴力団員
- (3) 千早赤阪村暴力団排除条例（平成 25 年千早赤阪村条例第 20 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団密接関係者
- (4) 国、地方公共団体その他これらに準ずる団体
- (5) 住宅等の売買を目的として実施する者

(補助対象事業)

第 3 条 補助金の対象となる事業は、住宅等に設置又は施行するものであって次に掲げるものとする。

(1) 防犯カメラの設置のうち、次に掲げる事項を満たすもの

ア 設置場所が住宅等の敷地内であること。

イ 撮影範囲が原則住宅等の敷地内であり、近隣住民等のプライバシー保護に留意していること。ただし、やむを得ず住宅等の敷地外が撮影範囲に入る場合は、撮影範囲に入る住宅その他の物の所有者又は使用者に事前に説明を行い、同意を得ていること。

(2) 防犯フィルムの取付

(3) 人感センサーライトの設置

(4) モニター付きインターホンの取付

(5) 防犯性の高い錠又は補助錠の取付

(6) センサーアラームの取付

(7) その他空き巣等の犯罪の未然防止に必要であると村長が認める住宅設備

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象になる経費は、前条に規定する補助対象事業に要する経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の実支出額に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とする。ただし、補助金の限度額は5,000円とする。

2 補助金の交付は、同一敷地内の住宅等につき1回を限度とする。

3 前項の規定にかかわらず、自己が所有していない住宅等の使用者に対する補助金の交付は、第3条に規定する補助対象事業のうち、その使用者が現に行う事業について、1回を限度とする。

(補助金の交付申請及び請求)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付規則第5条の規定にかかわらず、次に掲げる書類を添えて、千早赤阪村住宅等防犯対策補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）を村長に提出するものとする。

- (1) 防犯設備工事等の内容及びその施工日又は購入日、領収金額、領収年月日並びに販売店等の名称、住所等が記載された領収書その他の書類又はその写し
 - (2) 振込先の銀行口座（申請者の本人名義）が確認できる通帳の写し又はキャッシュカードの写し
 - (3) 補助対象機器の設置完了が確認できる写真
 - (4) 自己が所有しない住宅等に居住している者が補助金の交付を受けようとする場合は、当該住宅等の所有者の同意書（様式第5号）
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める場合は、補助対象事業の内容が確認できるカタログ、図面等
- （交付決定及び交付額の確定）

第7条 村長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、交付すべきものと認めるときは、速やかに交付決定をするものとする。

2 村長は、前項の規定により交付決定をしたときは、千早赤阪村住宅等防犯対策補助金交付決定通知書兼補助金額確定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとし、速やかに申請書に記載された金融機関の口座に補助金を振り込むものとする。

3 村長は、第1項の規定による審査を行い、交付しないことに決定したときは、千早赤阪村住宅等防犯対策補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第8条 村長は、補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 法令等又はこの要綱の規定に違反したとき。

（補助金の返還）

第9条 村長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

2 村長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、千早赤阪村住宅等防犯対策補助金交付決定取消通知書（様式第4号）により、交付決定者に通知するものとする。

3 前項の規定により補助金の返還を命ぜられた交付決定者は、村長が指定する期日までに当該補助金を返還しなければならない。

（調査）

第10条 村長は、必要があると認めるときは、補助金が交付された補助対象事業について、申請者又は関係者への調査を行うことができる。

（委任）

第11条 この要綱の施行について必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の千早赤阪村住宅等防犯対策補助金交付要綱は、令和7年4月1日から適用する。